**運営規程のイメージ（訪問介護）**

※黄色着色部分を適宜変更してください。これらの項目以外でも、必要に応じて記載してください。網掛け部分は留意事項です。

長野県庁指定訪問介護事業所　運営規程

（事業の目的）

1. この規程は、○○法人△△が開設する長野県庁指定訪問介護事業所（以下「事業所」

という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ

て、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食

事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

２　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１） 名　称　長野県庁指定訪問介護事業所

　（２） 所在地　長野県○○○○○○○○○○○

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者　　　１名

　　　　 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

1. サービス提供責任者　○名以上

　　　　 サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る

調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

　（３） 訪問介護員等　　常勤換算　２.５名以上（サービス提供責任者を含む。）

　　　　 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

**※兼務している職種がある場合には、員数の後に()で記載すること**

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　 月曜日から土曜日

　　　　　　　　　ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

　（２）営業時間　午前９時から午後６時までとする。

　（３） 上記営業日・営業時間以外でも電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制と

する。

　（４） サービスの提供は、３６５日、２４時間行う。

（指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第６条　指定訪問介護の内容は次のとおりとする。指定訪問介護を提供した場合の利用料

の額は介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載の自己負担割合を乗じた額とする。

　（１） 訪問介護計画の作成

（２） 身体介護

　（３） 生活援助

（４） 通院等乗降介助　**（※通院等乗降介助を行う事業所のみ記載。訪問介護員による通院等乗降介助を行う場合、長野運輸支局へ道路運送法に基づく許可及び「体制届」の提出が必要になります。詳しくは「介護輸送に係る法的取扱いについて」（平成18年9月）及び県HPを参照のこと。）**

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて１kmにつき　○○円

**※この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること**

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族（以下、「利用者等」という。）に対して事前に文書で説明をした上で、利用者等の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、○○市、△△町、□□村の区域とする。

**※市町村内一部の場合は、地区名を記載。客観的にその区域が特定されるものとすること。**

（緊急時等における対応方法）

第８条　訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合

その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

　２　前項における対応を行った場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第９条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結

果について、従業者に周知徹底を図る。

（２） 虐待の防止のための指針を整備する。

（３） 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を

定める。

（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じると

ともに、市町村へ報告する。

虐待防止のための規定については令和６年３月31日までは努力義務とされています

（その他運営についての留意事項）

第10条　指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１） 採用時研修　採用後○カ月以内

　（２） 継続研修　　年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間（事故及び苦情に関する記録は５年間）保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○法人△△と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

　　　この規程は、令和○○年○月○日から施行する。

**※指定予定年月日又は改正年月日を記載**

☆この規程の例は、あくまで現時点で想定されるイメージであり、記載の仕方やその内容は、

基準を満たす限り、任意のもので構いません｡